事務局説明資料

【議事（１）】埼玉県利根地域保健医療協議会会長及び副会長の選出について

○　前期（令和６～７年度）委員任期満了による改選に伴い、協議会会長・副会長の選任が必要となっています。

○　埼玉県利根地域保健医療協議会要綱第５条第１項により、「会長及び副会長は、委員の互選により選出する」とされておりますが、書面開催のため、事務局から御提案させていただきます。

○　本協議会は、幸手保健所が事務局を担当しているため、会長には、幸手保健所管内の医師会委員の方、副会長には、加須保健所管内の医師会委員の方に御就任いただきたいと存じます。

○　「資料１　埼玉県利根地域保健医療協議会会長及び副会長の選出について」を御覧ください。会長には、引き続き、北葛北部医師会会長　後藤 裕一　委員、副会長には、行田市医師会会長　堀内　規 委員に御就任いただく案を提出いたします。

○　事務局案に対する御意見等を、別紙様式「埼玉県利根地域保健医療協議会会長及び副会長の選出について」にご記入の上、９月３０日までに御提出ください。

【議事（２）】：埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直し骨子について

○　議事「埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直し骨子について」、御説明いたします。

○　「資料２－１　埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直しについて」の１ページ目を御覧ください。

○　策定から３年目を迎える第８次埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについては、①～⑤の５つの考え方に基づき内容の見直しを行うこととさせていただきました。
具体的には、

①　「医療法に基づく見直し」
②　「２次医療圏に必要な病床を確保するための基準病床数の見直し」
③　「計画策定後の状況変化に伴う見直し」
④　「他計画との整合を図るための見直し」

⑤ 「目標達成状況を踏まえた見直し」
でございます。

○　続きまして、２ページ目をご覧ください。

○　こちらは見直しスケジュールの資料となりますが、８月に開催した第２回埼玉県地域保健医療計画推進協議会で赤い枠のとおり、指標項目を含む骨子について、議論したところです。

○　その上で、１０月を目途に見直し素案を確定し、１２月から１月にかけて県民コメントを踏まえた見直し案を確定後、２月に開催する県議会に議案として提出することを予定しております。

○　続きまして、３ページをご覧ください。

○　こちらの資料は、５つの考え方に基づき今回見直しを行いたいと考えている内容について、指標を除いた主なものを一覧にまとめさせていただいた資料となります。

○　「見直し概要」にある「②」などの数字は、１ページ目でお示しした５つの考え方のどの内容に該当するかをお示ししたものになります。

○　まず「第１部 基本的な事項」の「第４章 基準病床数」です。

○　地域ごとの医療需要や現在検討中の２０４０年を見据えた新たな地域医療構想を踏まえ、基準病床数と必要病床数の見直しを検討します。

○　次に「第２部　くらしと健康」の「第１章　ライフステージに応じた健康づくりとＱＯＬの向上」の「第４節　親と子の保健対策」についてです。

○　プレコンセプションケアの推進に係る取組として「プレコンサポーター」等についての記載を追加いたします。

○　これは、国が策定したプレコンセプションケア推進５か年計画に基づく見直しとなります。

○　次に、「第３部　医療の推進」の「第１章　疾病ごとの医療提供体制の整備」の「第１節　がん医療」についてです。

○　内容は検討中ですが、本計画に組み込まれている埼玉県がん対策推進計画の見直しに伴うものとなります。

○　次に「第４節　精神疾患医療」についてです。

○　内容は検討中ですが、本計画に組み込まれている埼玉県依存症対策推進計画の見直しに伴うものとなります。

○　また、埼玉県高齢者支援計画に組み込まれている埼玉県認知症施策推進計画の見直しも行います。

○　次に「第２章　事業ごとの医療提供体制の整備」の「第５節　感染症医療」についてです。

○　国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改正等に伴う更新を行います。

○　次に「第３章　在宅医療の推進」の「第１節　在宅医療の推進」についてです。

○　国の「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正等に伴う更新を行います。

○　続きまして「第４部　地域医療構想」についてです。

○　現行の地域医療構想は 2025 年に向けた内容として、医療法においては医療計画の記載項目となっているところですが、既に目標としていた時期を過ぎたことから、現在、2040 年にむけた新たな地域医療構想の策定に向けた検討を始めております。

○　新たな地域医療構想は、令和９年度から医療法における位置付けが見直され医療計画の上位概念となることから、第８次計画の「第４部　地域医療構想」を中間見直し後も残しておくべきではないと考えており、取扱いを見直すことを検討しております。

○　一方で、新たな地域医療構想が策定されるまでの取扱いについて、昨年１２月の改正医療法の取扱いにおいて支障がないよう、現在、法規技術面での検討を進めさせていただいております。

○　次に、「第５部　医療従事者の確保等」の「第１章　医師の確保に関する事項」についてです。

○　国から示された医師確保計画策定ガイドラインに基づき、医師確保計画を見直します。

○　次に「第２章　医療従事者等の確保に関する事項」についてです。

○　県全体の薬剤師数の底上げを図るとともに病院薬剤師の増加を図るため、薬剤師確保に必要な施策を追加いたします。

○　これは、新たに薬剤師確保計画を本計画に組み込む見直しとなります。

○　次に「第３章　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の「第３節　外来医療の提供状況」についてです。

○　外来医師偏在指標に係るデータ集の数値を更新いたします。

○　次に「第４章　かかりつけ医機能確保に関する事項」についてです。

○　令和７年４月に開始した「かかりつけ医機能報告制度」に関する取組を追加いたします。

○　次に、「第６部　医療費適正化計画」の「第２章　医療の効率的な提供の推進」についてです。

○　地域の医療従事者及びその関係団体の参加のもと設置する「地域フォーミュラリの策定に向けて検討する場」について追記いたします。

○　これは、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針に基づく見直しとなります。

○　資料２－１の説明は以上です。

○　続きまして、「資料２－２　埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直し骨子について」の１ページ目を御覧ください。

○　骨子では、見直し予定事項に加えて、具体的な指標も記載しております。

○　ここからは、先ほど御説明した見直し予定事項の説明は省略させていただき、これまで説明していない指標についてご説明させていただきたいと思います。

○　まず「２　くらしと健康」の「ライフステージに応じた健康づくりとＱＯＬの向上」の「健康づくり対策」についてです。

○　健康づくり対策に関する指標について、既存の指標「健康寿命」と「日常生活に制限のない期間の平均」に代わる、新たな指標の設定を行います。

○　新たな指標は「日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）」といたします。

○　現状値は令和５年で、男性７９．７年、女性８４．１年です。

○　目標値は令和１１年で、男性７９．８年、女性８４．１年としております。

○　見直し内容といたしましては、現在県で策定作業を進めている次期５か年計画との整合を図り、より長く健康で自立した生活ができるようにすることが重要であるため、新たな指標を設定するものです。

○　次に「人生の最終段階における医療」についてです。

○　人生の最終段階における医療に関する新たな指標として、「人生の最終段階において望む医療やケアについて話し合ったことがある割合」を追加いたします。
この指標は「３　医療の推進」の「在宅医療の推進」の中でも再掲いたします。

○　現状値は令和７年度で３３．１％、目標値は検討中です。

○　見直し内容といたしましては、人生の最終段階において望む医療やケアについて家族等や医療・介護関係者と話し合っていただく必要があることから、新たな指標を設定するものです。

○　次に、「安全な食品の提供」についてです。

○　安全な食品の提供に関する指標について、既存の指標「食品関連事業所における製品等の自主検査実施率」を入れ替えて、新たな指標を設定します。

○　新たな指標は「人口１０万人当たりの食中毒事件患者数」で、現状値は令和７年末で５．０人、目標値は令和１１年末に４．１人としております。

○　見直し内容といたしましては、既存の指標が目標値を達成する見込みであり、また現在県で策定作業を進めている次期５か年計画との整合を図るため、人口１０万人当たりの食中毒事件患者数を新たな指標といたします。

○　なお、新たな指標は各自治体における人口規模にかかわらず比較が可能となります。

○　続きまして、「３　医療の推進」の「疾病ごとの医療提供体制の整備」の「がん医療」についてです。

○　がん医療に関する指標について、既存の指標「がん検診受診率」を入れ替えて、新たな設定を行います。

○　新たな指標は「がんによる年齢調整死亡率」です。

○　現状値は令和６年で１０万人当たり６４．７であり、目標値は検討中です。

○　見直し内容といたしましては、現在県で策定作業を進めている次期５か年計画との整合を図るとともに、がんによる死亡者数の減少を図るため、新たな指標を設定するものです。

○　次に「精神疾患医療」です。

○　精神疾患医療に関する指標について、４つの指標の見直しを行います。

○　１つ目の指標は「自殺死亡率」です。

○　令和８年までの目標値は１０万人当たり１２．６以下であり、新たに設定する令和１１年の目標値は検討中です。

○　見直し内容といたしましては、現在設定されている目標値が令和８年までのものであったため、埼玉県５か年計画と整合を図り、令和１１年度までの目標値を設定するものです。

○　続きまして、２ページ目をご覧ください。

○　２つ目の指標は「精神病床における慢性期（１年以上）入院患者数」です。

○　令和８年度までの目標値は５，３４９人であり、令和１１年度の目標値は検討中です。

○　見直し内容といたしましては、現在設定されている目標値が令和８年度までのものであったため、令和１１年度までの目標値を設定するものです。

○　３つ目の指標は「精神病床における入院後３か月時点の退院率」です。

○　令和８年度の目標値は６８．９％以上であり、令和１１年度の目標値は検討中です。

○　見直し内容といたしましては、現在設定されている目標値が令和８年度までのものであったため、令和１１年度までの目標値を設定するものです。

○　４つ目の指標は「かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了医数」です。

○　令和８年度末の目標値は２，３００人であり、令和１１年度末の目標値は検討中です。

○　見直し内容といたしましては、現在設定されている目標値が令和８年度末までのものであったため、新たに策定する埼玉県認知症施策推進計画と整合を図り、令和１１年度末までの目標値を設定するものです。

○　次に「事業ごとの医療提供体制の整備」の「災害時医療」についてです。

○　災害時医療に関する指標について、「病院のＢＣＰ策定率」の見直しを行います。

○　見直し前の目標値は令和１１年度で６５％、見直し後の目標値は令和１１年度で９０％

にします。

○　見直し内容といたしましては、令和７年度の数値が６５．９％と目標値を上回っていることから、目標値を上方修正するものです。

○　次に、「感染症医療」です。

○　感染症医療に関する指標について、既存の指標「感染症専門研修受講者数」を入れ替え、新たな指標を設定します。

○　新たな指標は「新興感染症への早期対応のため受入体制強化に取り組む医療機関の割合（病床ベース）」で、現状値は令和７年度で１５．６％、目標値は令和１１年度で７０．０％としております。

○　見直し内容といたしましては、目標値を達成し、また埼玉県５か年計画との整合を図るため、新興感染症発生時における迅速かつ円滑な病床確保を担保する新たな指標を設定するものです。

○　次に「在宅医療の推進」です。

○　在宅医療の推進に関する指標について、２つの指標について見直しを行います。

○　まず、「訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数」です。
○　この指標は「医療従事者等の確保に関する事項」の中でも再掲いたします。

○　見直し前の目標値は令和１０年度で４，３００人でしたが、見直し後は令和１０年度で５，３５２人にします。

○　見直し内容といたしましては、令和６年度の数値が４，９９２人と目標値を上回っていることから、目標値を上方修正するものです。

○　次に、既存の指標「地域連携薬局の認定を取得した薬局数」を入れ替えて、新たな指標を設定します。

○　新たな指標は「在宅患者に対応するかかりつけ薬局の割合」です。

○　現状値は令和７年度で４６．２％、目標値は令和１１年度で４９．０％としております。

○　見直し内容といたしましては、現在県で策定作業を進めている次期５か年計画と整合を図るため、県内保険薬局の半数以上が在宅患者に対応するかかりつけ薬局として地域での役割・機能を果たすことを目指し新たな指標を設定するものです。

○　続きまして、３ページ目をご覧ください。

○　「５　医療従事者の確保等」の「医師の確保に関する事項」についてです。

○　医師の確保に関する事項では、２つの指標について見直しを行います。

○　まず、「目標医師数（医師偏在指標が全国の下位３３．３％に達するために必要な医師数）」
です。

○　現在の指標名「医療施設（病院・診療所）の医師数」から名称を変更したものになります。

○　見直し前の目標値は令和８年度で１６，３４３人、見直し後の目標値は令和１１年度で１６，３６７人としております。

○　見直し内容といたしましては、現在設定されている目標値が令和８年度までのものであったため、国ガイドラインに基づき、令和１１年度までの目標値を設定するものです。

○　これは、見直しの考え方①医療法に基づく見直しに該当するものです。

○　次に、「専攻医の採用数」です。

○　現在の指標名「専攻医（後期研修医）の採用数」から名称を変更したものになります。

○　見直し前の目標値は令和４年度から令和８年度の累計で１，６７０人、見直し後の目標値は令和９年度から令和１１年度の累計で１，３１４人としております。

○　見直し内容といたしましては、目標値を達成し、また、現在設定されている目標値が令和８年度までのものであったため、令和１１年度までの目標値を設定するものです。

○　次に「医療従事者等の確保に関する事項」です。

○　まず、「就業看護職員数」です。

○　見直し前の目標値は令和８年度で７９，８０２人、見直し後の目標値は令和１０年度で８０，２０４人としております。

○　見直し内容といたしましては、現在設定されている目標値が令和８年度までのものであったため、令和１０年度までの目標値を設定するものです。

○　次に、「看護師の特定行為研修修了者」です。

○　見直し前の目標値は令和１１年度で６１０人、見直し後の目標値は令和１０年度で８９９人としております。

○　見直し内容といたしましては、令和６年度の最新値を踏まえ、目標値を上方修正するものです。

○　以上が、埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直し骨子についての説明でございます。

○　御質問等がありましたら、別紙様式「埼玉県地域保健医療計画（第８次）の中間見直し骨子について」に御記入の上、９月３０日までに御提出ください。

【議事（３）（報告）】第８次地域保健医療計画 利根保健医療圏 圏域別取組の令和７年度計画及び実績・令和８年度実施計画について

○　令和８年５月１５日付け幸保第２３８号で各団体等に照会し、御回答いただいた令和７年度計画及び同計画の実績並びに令和８年度の計画についてとりまとめました。

○　資料３－１は医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関及び各団体から、資料３－２は市町（国民健康保険及び教育委員会を含む）及び保健所の回答をまとめたものです。

○　令和６年度から始まった第８次地域保健医療計画も３年目を迎える中、着実に実績を重ねていることが伺えます。

○　他団体等の取組を参考にしていただくなど、今後も新たな取組を検討する資料等として御活用いただきたいと存じます。